

保険医又は保険薬剤師の登録

健康保険法（大正十一年法律七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、次のとおり
保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに
保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第六条の
規定に基づき、公示する。

令和 八 年 一 月 二十三日

北海道厚生局長

神ノ田 昌博

登録の記号番号

氏

名

登録年月日

北薬 一八八五二

阿部 啓

令和 八年 一月 十三日